

論文

国連人権条約体委員会 —左派が利用する「国連の勧告」と国内への影響—

山本 優美子 (なでしこアクション代表)



国連欧州本部パレ・デ・ナシオン(スイス、ジュネーブ)



2014年7月 自由権規約委員会 対日審査会

1. 人権条約体委員会の勧告は左派の主張そのもの

国連の人権条約体委員会（以下、委員会）の勧告、と聞くと日本人の殆どが「慎重な調査が行われた間違いのない真実だろう。国際社会が日本に強く求めているなら受け入れるべきだ」と思うだろう。現実とは全く違う。日本の所謂左派の市民団体（以下、NGO）が彼らの要求を委員会に訴え、それを委員会が「勧告」という形で日本につきつけたものが殆どだ。国連という権威と信頼の衣をつけて日本に逆輸入されているのが、勧告の実体である。その中身はNGOの主張と変わらない。「国連の勧告だから」と恐れ入る必要は全くない。

私が初めてスイス・ジュネーブの国連欧州本部に行ったのは2014年7月、自由権規約委員会の対日審査会だ。審査会に先立って三十以上のNGO意見書が提出されていた。その殆どが所謂左派NGOの意見書だ。彼らはジュネーブの対日審査会にも大勢で参加した。委員らと会合を持ち、議場では資料を抱えて直接委員らに話しかけていた。自分たちの訴えた問題について委員が発言すると、会議後はその委員を囲んでお礼を言い、委員はにこやかに応える。こうした審査会後に委員会から発表された総括所見の勧告は、NGOの意見書を強く反映していた。

その後、私は女子差別撤廃委員会（2015年7月、2016年2月）、人種差別撤廃委員会（2018年8月）、児童の権利委員会（2019年1月）の対日審査会にも参加した。どの委員会でも左派NGOが意見書を出し、会議に参加し、活発にロビー活動を行っていた。国連の委員会はどこも左派の牙城なのだ。

左派NGOが委員会に訴える人権問題は、主に彼らが差別されていると主張する部落、

在日、アイヌ、琉球、LGBTなどのマイノリティの権利だ。委員はNGO意見書の内容の真偽は検証せず、被害者の話をそのまま受け入れることが多い。事実を調べないままに誤った勧告を出しても、委員会には何の罰則もない。

勧告には法的拘束力はなく、日本政府に履行の義務はない¹。ところが、国連信仰が厚い日本国内では、勧告の効果は抜群だ。メディアが報道するのはもちろん、法律や、裁判所の判決、条令、決議などにも影響する。勧告を履行することによって日本が良くなるならよいが、現実はずう。マイノリティや弱者と称するグループの権利が過剰に保護され、普通の日本人が居づらい日本に変わっていく。結局、日本人の国連信仰が日本の国柄の破壊を招いているのだ。

2. 国連の人権条約と委員会の審査システム

左派NGOの対国連活動は1970年代後半から始まった。これまでのおよそ40年間、かなりの労力を使って国連に取り組んできたはずだ。彼らは決して狡いことをしているのではなく、委員会のシステムとルールに則って正当に活動している。保守側の国連対策が長年されなかったのは、情報が得にくかっただけでなく、国外に目を向ける行動力がなかったからだと思う。現在はインターネットで委員会の情報はすべて簡単に得られる。まずは委員会と審査システムを理解することが重要だ。

(図1) 国際連合システム² 国連グローバル・コミュニケーション局発行 (日本語作成 国連広報センター2019年1月)



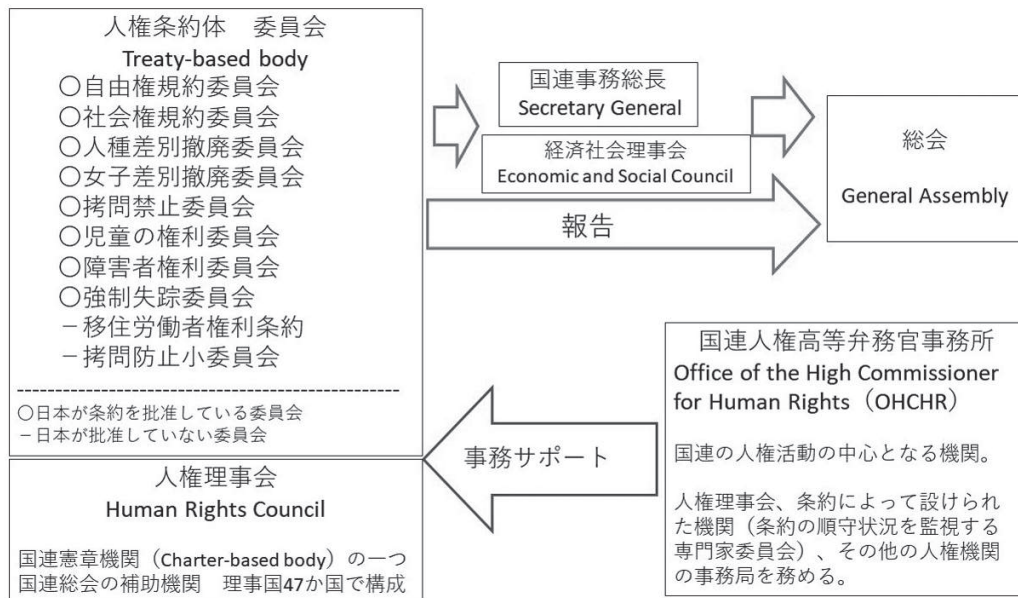
※黒太枠は山本優美子による

2-1. 人権条約体 treaty-based body の委員会

人権条約体は現在10の委員会がある。例えば自由権規約の委員会は自由権規約委員会、人種差別撤廃条約の委員会は人種差別撤廃委員会だ。社会権規約と自由権規約は国連の世界人権宣言（1948年）を条約化したもので、他の条約は女性や児童など特定のグループの差別撤廃や基本的人権尊重のために作られたものだ。

それぞれの委員会は締約国の条約の履行状況、問題などを審査する。委員は国連の職員ではなく、締約国から選出された専門家で、個人の資格で委員の職務を行う。委員会は国連の主要機関（図1）には属さないが、事務・運営は人権高等弁務官事務所（OHCHR）が行う。委員会は活動報告書を総会に提出する。経済社会理事会や事務総長を通して総会に提出する委員会もある。人権条約体の委員会と人権理事会が混同されることがあるが、異なるものだ。（図2）

（図2）



※図作成 山本優美子

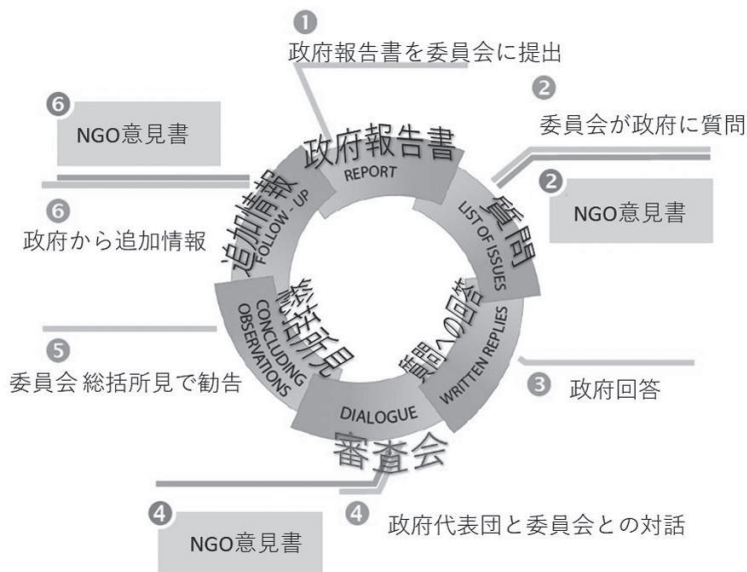
委員会では、非政府組織委員会が承認する「協議資格NGO」³が運営の補助を行うことがある。私が参加した自由権規約委員会では、部落解放同盟が設立したNGOの「反差別国際運動」(The International Movement Against All Forms of Discrimination and Racism / IMADR)のスタッフが、委員とNGOの会合の調整を行っていた。IMADRは人種差別撤廃委員会とも関りがある。児童の権利委員会では、スイスのNGO「チャイルド・ライツ・コネクト」⁴がNGO意見書受付を担当している。

2-2. 政府報告書と審査会

締約国政府は委員会に、定期的に報告書を提出する。委員会は政府報告書を受けて審査会で政府代表団と対話し、総括所見で勧告を出す。このサイクルが各締約国で繰り返

される。(図3)

(図3) 政府報告書、委員会審査、NGO意見書のサイクル



※Protecting Your Rights⁵ (OHCHR) の図を基に山本優美子が作成

①～③ 政府報告書：締約国政府が4～5年毎に委員会に報告書を提出。委員会がそれに対して政府に質問を出し、政府は回答を出す。簡略化して報告書と回答を一つに纏める場合もある。

↓

④ 審査会：委員と政府代表団の建設的な対話、質疑応答の場。通常1日の会議。又は1日目午後、2日目午前に行われる場合もある。

↓

⑤ 総括所見と勧告：審査会后、委員会は総括所見を発表し、勧告として推奨する具体的改善措置を政府に伝える。

↓

⑥ 追加情報：委員会は、勧告に対するフォローアップ情報や次回の政府報告書を求める。

NGOは②④⑥の段階で委員会に意見書を送ることができる。対話の場である④の審査会は公開で行われ、NGOも参加可能。会議の様子は生放送と録画で、ネット上でも一般公開される。

委員会のスケジュールは、全て各委員会のサイトに掲載される。NGO意見書提出や審査会参加は、基本的に誰でも可能で無料だ。委員との会合やNGOとしての発言の機会、事務局にメールで申し込む。すべてネット環境があれば出来るので、特別難しい作業ではない。

意見書は文字数やページ数に決まりがある委員会もあるが、形式は特に決まっていな

い。過去に他のNGOが出した意見書も委員会のサイトに掲載されているので、参考になる。意見書は英文で出さなくてはならないので、日本人にとってはその点がハードルだ。これまでの対日審査会については、別表「国連人権条約体委員会 対日審査会と国内外の出来事 年表」(78～83頁)を参照いただきたい。

3. 左派の対国連活動

委員は三週間ほどの会期中の二週間で複数の国を審査するため、自分で調べる時間は非常に限られる。そこで審査対象国の人権状況が把握できるNGO意見書は、市民からの情報として非常に重宝される。

私が確認した中で一番古い意見書は、日本弁護士会(日弁連)が1993年に自由権規約委員会に出したものだ。それ以来、日弁連は全ての委員会に意見書を出し続けている。部落解放同盟はNGO「反差別国際運動」(IMADR)を1988年に設立。現在はジュネーブ事務所を持ち、スタッフが現地で常時活動している。IMADRは「人種差別撤廃NGOネットワーク」名で、多くのNGOと合同で意見書を出している。

審査会の会場では、華やかなチマチョゴリで参加する朝鮮学校関係の女性集団が目立つ。朝鮮学校差別を訴えるためだ。アイヌ民族の羽織物を着て、アイヌ差別を訴える女性たちもいる。女子差別撤廃委員会に毎回100名近い女性を引き連れて参加するのは、「日本女性差別撤廃条約NGOネットワーク」だ。2002年の設立以来、日ごろから勉強会を開いている。

インターネットの普及で委員会の情報が得やすくなったこと、電子メール添付で意見書を簡単に送れるようになったこともあり、2000年代後半から意見書を出すNGOが格段に増えた。直近の2019年1月に行われた児童の権利委員会では、45本ものNGO意見書が提出された。「各委員会に複数回意見書を出しているNGOのリスト」をご覧いただければ分かるように、日弁連や部落解放同盟のような大きな組織だけでなく、それぞれのテーマをもった小規模のNGOが、各委員会に繰り返し働きかけていることがわかる。



国連パレ・ウィルソン(スイス、ジュネーブ)



2018年8月 人種差別撤廃委員会 対日審査会

国連人権条約の各委員会に複数回意見書を出しているNGOのリスト

- ◎日弁連
- ◎反差別国際運動IMADR
- ◎アムネスティインターナショナル
- ◎国際人権活動日本委員会
- ◎言論・表現の自由を守る会
- ◎琉球弧の先住民協会
- ◎日本友和会 ※2000年戸塚悦朗氏が代表として委員会に参加
- ◎ヒューマンライツ ナウ
- ◎アジア女性資料センター
- ◎新日本婦人の会
- 部落解放同盟
- 人種差別撤廃NGOネットワーク
- 国際人権法政策研究所 ※戸塚悦朗事務局長
- 移住者と連帯する全国ネットワーク
- Gay Japan
- Global Initiative to End All Corporal Punishment of Children (本部英国)
- NPO監獄人権センター
- International Federation for Human Rights (本部フランス)
- 国賠ネットワーク
- 全国「精神病」者集団
- 民団
- 女性ネットワークWWN
- 挺身隊問題対策協議会 (韓国)
- アクティブ・ミュージアム「わたちの戦争と平和資料館」
- 日本婦人団体連合会
- 日本女性差別撤廃条約NGOネットワーク
- すぺーすアライズ
- 「婚外子」差別に謝罪と賠償を求める裁判を支援する会

※◎は国連ECOSOC協議資格NGO

※国連条約体データベース⁶を基にピックアップ

4. NGO意見書 勧告への影響

人種差別撤廃委員会(2018年8月)でボツソート委員(ベルギー)は、在日韓国人問題についての発言の冒頭で「日本にいる40万人の韓国人の大多数は植民地時代に強制移住させられた人とその子孫である」と、全く事実に反することを述べた。これは、民団の意見書に書かれていたことそのままの情報だ。委員自身が真偽を確認せずにNGOの意見をそのまま信じ、誤った前提の上で、日本で差別されているというマイノリティ在日韓国人の人権を審査するのだ。この後の総括所見では、在日韓国人の差別をなくす為として、地

方参政権、朝鮮学校への補助金、意思決定ができる公職への参画、国民年金加入を認めよ、などの勧告が出された。すべてNGO意見書で訴えられていたものだ。

強制失踪条約は、北朝鮮による拉致問題について国際的に関心を高めるために日本が締結した条約だ。日本政府は強制失踪委員会のために、2017年に1億円の任意拠出まで行っている。ところが、2018年11月に初めて行われた対日審査会の後に出された総括所見では、慰安婦問題について「事実の解明と責任者の処罰」や「慰安婦とその子供の失踪について遅延なく完全な調査を行うべき」という勧告が出された。全くの誤解で、慰安婦は強制失踪とは関係がない。

この審査会には日弁連、女たちの戦争と平和資料館WAM、挺身隊問題対策協議会（韓国）の三つのNGOから意見書が出されたが、すべてに慰安婦問題が訴えられていた。特にWAMの意見書には、「慰安所で産んだ赤ちゃんが三か月の時に日本兵に連れ去られた」という東チモールの元慰安婦の話が書いてあったため、女性委員がその部分に注目してその旨の勧告が加わったのだ。

「慰安婦は性奴隷」と国連で広めたのは、日本人の戸塚悦朗弁護士であることはよく知られているが、今でも日本の複数のNGOが「慰安婦は日本軍性奴隷制」という意見書を各委員会に送っている。慰安婦問題については強制失踪委員会だけでなく、社会権規約委員会、自由権規約委員会、人種差別撤廃委員会、拷問禁止委員会、女子差別撤廃委員会からも勧告されている。

他にも在日韓国朝鮮人・部落・アイヌ・琉球への差別、ヘイトスピーチ、女性の権利など、各委員会からの総括所見の勧告の殆どは、NGO意見書に書かれている内容と一致する。

5. 勧告の国内への影響

2014年7月に行われた自由権規約委員会で、ある委員が「同性婚者の公共住宅入居に障害があるのは差別だ」という発言をした時、何て馬鹿馬鹿しい質問をするんだろうと私は思わず笑ってしまった。ところが、委員会後に発表された総括所見では、「公営住宅制度において同性カップルに対し適用される入居要件に関して残っている制限を除去すべき」と勧告された。それから7か月後の2015年3月には、渋谷区で全国初の所謂同性パートナー条例「渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」⁷が採択され、渋谷区の住宅はこの条例を尊重することが義務づけられた。その後、LGBT差別問題は流行のように広がって、法律⁸になろうとしている。政治家がLGBT問題について疑問を呈する発言をすると、激しいバッシングを受けてしまうまでになった。

勧告に法的拘束力はなく、政府に履行の義務はないとはいえ、実際は勧告が日本国内で次々と現実化されていく。すべての勧告が日本にとって悪とは言わないが、全体的に左派の望む日本に変わっていくのは恐ろしく感じる。

ここでは勧告が現実となった例を紹介する。下線は筆者によるもの。

5-1. 最高裁判決に引用された例

自由権規約・女性差別撤廃委員会から「女性に対する離婚後の再婚禁止期間を全て廃止」勧告、自由権規約・女性差別撤廃・児童の権利委員会から「非嫡出子に関する全ての

差別的規定の撤廃」勧告がされてきた。以下は最高裁判決文中で、その勧告について記してある箇所である。

- ①H27年（2015年）12月16日 再婚禁止期間 現行の6カ月を違憲判決⁹
 判決より「国連の自由権規約委員会や女子差別撤廃委員会から我が国に対し、再婚禁止期間の制度が国際条約における男女平等や自由に婚姻をすることができる旨の規定に違反するものとされ、1998年（平成10年）以降、廃止すべきことの要請ないし勧告が繰り返しなされていることも重要な事実である。」
- ②H25年（2013年）9月4日「婚外子の相続分は婚内子の2分の1」とする民法の規定を憲法違反と判決¹⁰
 判決より「自由権規約委員会が、包括的に嫡出でない子に関する差別的規定の削除を勧告」「各委員会¹¹が、具体的に本件規定を含む国籍、戸籍及び相続における差別的規定を問題にして、懸念の表明」

この後、H25年（2013年）12月5日に民法が改正され、非嫡出子と嫡出子の相続分が同等となる¹²。

- ③H20年（2008年）6月4日 国籍法の婚外子差別の違憲判決¹³
 判決より「我が国が批准した市民的及び政治的権利に関する国際規約 及び児童の権利に関する条約にも、児童が出生によっていかなる差別も受けないとする趣旨の規定が存する」

この後、H20年（2008年）12月12日国籍法が改正され、出生後に日本人に認知されていれば、父母が結婚していない場合にも届出によって日本の国籍を取得することができるようになる¹⁴。

5-2. ヘイトスピーチ問題

自由権規約・女子差別撤廃・人種差別撤廃委員会から「ヘイトスピーチ対策、処罰措置の強化」などが勧告されている。

- ①本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律¹⁵
 H28年（2016年）6月3日施行
 法務省サイト施行の背景の説明¹⁶より「平成26年7月の国連自由権規約委員会による日本政府報告審査における最終見解、及び同年8月の国連人種差別撤廃委員会による同審査における最終見解で、政府に対してヘイトスピーチへの対処が勧告されています」
- ②ヘイトスピーチの解消に関する決議¹⁷ H28年（2016年）5月26日 参議院法務委員会決議より「同法は、国連の自由権規約委員会、人種差別撤廃委員会などからの要請をも踏まえたものである」

- ③東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例¹⁸ H30年（2018年）10月3日可決
条例より「性自認及び性的指向を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律第四条第二項に基づき、不当な差別的言動の解消を図るものとする。」
- ④国立市 ヘイトスピーチを含む人種及び社会的マイノリティーへの差別を禁止する法整備を求める意見書 H26年（2014年）9月19日採択
意見書より「一刻も早く人種差別撤廃委員会の31項目の勧告を誠実に受けとめ」
- ⑤川崎市 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律に基づく「公の施設」利用許可に関するガイドライン¹⁹
ガイドラインより「平成26（2014）年7月には国連自由権規約委員会から、8月には国連人種差別撤廃委員会からわが国に対し、ヘイトスピーチへの対応や規制を求める内容の厳しい勧告が相次いで出された」

5-3. 性的指向及び性別認識（LGBT I）差別問題

自由権規約委員会・女子差別撤廃委員会・児童の権利委員会から「性的指向及び性別認識を含む、あらゆる理由に基づく差別を禁止する包括的な反差別法」が勧告されている。

- ①公営住宅法 H24年（2012年）改正
旧公営住宅法（昭和26年6月4日法律第193号）の入居要件「第23条（1）現に同居し、又は同居しようとする親族」が撤廃。親族でなくとも同性カップルでも入居が可能となる。
- ②性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の一部を改正する法律²⁰ H20年（2008年）6月18日
子どもがいる性同一性障害者であっても、子どもがすべて成年に達している場合には、性別の取扱いの変更の審判をすることができるようになる。
- ③性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について²¹ 文部科学省通知 H27年（2015年）4月30日
性同一性障害の児童生徒が、学校生活を送る上で支援、児童生徒の心情等に配慮した対応を行う。
- ④渋谷区 男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例²² H27年（2015年）4月1日施行
同性カップルを結婚に準じる関係と認め「パートナーシップ証明」を発行する全国初の条例。

⑤厚労省 事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針²³ H28年（2016年）8月2日
指針より「性的指向又は性自認にかかわらず、当該者に対する職場におけるセクシュアルハラスメントも、本指針の対象となるものである。」

⑥性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案²⁴ 第198回国会
H31年（2019年）1月28日～6月26日 提出
行政機関等及び事業者における性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等のための措置等を定める。

5-4. 部落差別問題

自由権規約・児童の権利・人種差別撤廃・女子差別撤廃委員会から、部落差別解消が勧告されている。

①部落差別の解消の推進に関する法律²⁵ H28年（2016年）12月16日
部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的とする。

5-5. アイヌ問題

社会権規約・自由権規約・児童の権利・人種差別撤廃委員会から「差別の解消、アイヌ語の保存、資源・土地の権利を認めること」を勧告されている。

①アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議²⁶ H20年（2008年）6月6日
決議より「国連において「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が、我が国も賛成する中で採択された。これはアイヌ民族の長年の悲願を映したものであり、同時に、その趣旨を体して具体的な行動をとることが、国連人権条約監視機関から我が国に求められている。」

②アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律²⁷
H31年（2019年）4月19日
法律より「近年における先住民族をめぐる国際情勢に鑑み、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現する」

5-6. 女性の社会進出 クォータ制

社会権規約・女子差別撤廃委員会から「教育、雇用、政治及び公の意思決定の分野における女性のクォータ制」が勧告されている。

①政治分野における男女共同参画の推進に関する法律²⁸ H30年（2018年）5月23日
法律より「衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、政党等の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。」

- ②女性の職業生活における活躍の推進に関する法律²⁹ H27年（2015年）9月4日公布
 法律より「女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。」

5-7. セクシュアル・ハラスメント

社会権規約・自由権規約・女子差別撤廃から「セクシュアル・ハラスメントの犯罪化」が勧告されている。

- ①働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議³⁰ H30年（2018年）6月28日参議員厚生労働委員会
 決議より「既に国連人権機関等からセクシュアルハラスメント等の禁止の法制度化を要請されていることも念頭に、実効性ある規制を担保するための法整備やパワーハラスメント等の防止に関するガイドラインの策定に向けた検討を、労働政策審議会において早急に開始すること」

5-8. 強姦

社会権規約・女子差別撤廃・児童の権利委員会から「配偶者間暴力の犯罪化、強姦の定義を拡張」などが勧告されている。

- ①強制性交等罪³¹ H29年（2017年）7月13日施行
 強姦の定義の拡大、厳罰化、非親告犯罪化（告訴がなくても起訴できる）、女性だけでなく男性も被害者になれる。
- ②配偶者暴力防止法³² H26年（2014年）1月3日改正施行
 防止法より「配偶者」には、婚姻の届出をしていないいわゆる「事実婚」を含みます。男性、女性の別を問いません。また、離婚後（事実上離婚したと同様の事情に入ることを含みます。）も引き続き暴力を受ける場合を含みます。」

5-9. 慰安婦問題

社会権規約・自由権規約・女子差別撤廃・人種差別撤廃・拷問禁止・強制失踪委員会から「公的な謝罪と賠償、加害者の処罰、学校での教育、慰安婦を中傷しない」などが勧告されている。

- ①H20年（2008年）からH22年（2010年）にかけて、全国各地40以上の市町村議会で「慰安婦問題で日本政府に謝罪を求める意見書」が採択³³された。その多くの意見書本文には「国連やILOなどの国際的な人権擁護機構からの勧告」、「国連女子差別撤廃委員会からの勧告」が理由として書かれている。

5-10. 婚姻年齢

女性差別撤廃委員会から「民法を改正し、女性の婚姻適齢を男性と同じ18歳に引き上げる」勧告がなされた。

①民法の一部を改正³⁴ H30年（2018年）6月13日

女性の婚姻年齢を18歳に引き上げ、男女の婚姻開始年齢を統一。施行は令和4年（2022年）4月1日から。

5-11. 育児休暇

女子差別撤廃委員会から「育児の責務への男性の対等な参画を奨励するため両親共有休暇を導入する」が勧告されている。

①厚生労働省 育児・介護休業法改正³⁵ H29年（2017年）10月1日施行

特に男性の育児参加を促進するため、就学前までの子供を有する労働者が育児にも使える休暇を新設。

5-12. 体罰問題

児童の権利・拷問禁止委員会から「あらゆる体罰の禁止」が勧告されている。

① 児童虐待の防止等に関する法律³⁶ H12年（2000年）

②学校教育法 H19年（2007年）一部改正³⁷

「第十一条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。（昭三六法一六六・平一一法八七・平一一法一六〇・平一九法九六・一部改正）」

③東京都 子供への虐待の防止等に関する条例³⁸ H31年（2019年）3月28日

条例より「第二条 用語の意義 七 子供の品位を傷つかる罰 保護者が、しつげに際し、子供に対して行う、肉体的苦痛又は精神的苦痛を与える行為（当該子供が苦痛を感じていない場合を含む。）であって、子供の利益に反するものをいう。」

「第六条 2 保護者は、体罰その他の子どもの品位を傷つける罰を与えてはならない。」

④児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律³⁹ 令和元年（2019年）6月

法律より「児童虐待防止対策の強化を図るため、親権者等による体罰の禁止、児童相談所への医師等の専門職の配置、児童相談所の管轄区域に係る参酌基準の創設、児童虐待を受けた児童の保護等のために協力すべき関係機関の明確化等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。」

5-13. 優生保護法問題

女子差別撤廃・自由権規約委員会から「加害者の処罰と被害者の法的救済と補償」が勧告されている。

- ①熊本地裁・優生保護法 国賠訴訟 訴状⁴⁰ H30年(2018年)6月28日
不妊手術を強いられたとして国に賠償を求める訴状で「自由権規約、女子差別撤廃委員会から必要な法的措置がとられることが勧告されている」と説明。
- ②旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律⁴¹
平成31年(2019年)4月24日
法律より「第三条 国は、この法律の定めるところにより、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対し、一時金を支給する。(一時金の額) 第四条 一時金の額は、三百二十万円とする。」

6. これからすべきこと

法がまともに機能しない国や、国家が国民を弾圧するような国であれば、人権条約や委員会の審査が必要だろう。しかし、日本の場合は人権条約は必要だろうか。今の委員会のシステムで日本の人権状況を審査してもらう必要はあるだろうか。私は必要無いと思う。とは言え、直ぐに条約廃棄や国連脱退は現実的ではないだろう。

そうであれば、我々も委員会に意見書を送り、審査会に参加して我々の意見を主張すべきだ。左派NGOは、公開されているルールに則って国連で行動している。我々はかなり出遅れてはいるが、同じように出来ないわけがない。やる気の問題だ。

これからの国連対策として、4点お伝えしたい。

- ① 強く働き掛けないと何も起きない --- 「私たちの主張は真実だ。そのうちきっと理解してもらえる」では甘い。
- ② 何年も継続して働きかける --- 結果は直ぐ出ない。
- ③ 小さな会議でも働きかける --- 準備委員会も質問事項を決める重要な会議だ。
- ④ 誰でも参加できる会議がある --- 特別な資格は必要なし、個人でも参加可能。

実はこの4点、1999年に戸塚悦朗氏が著書⁴²の中で「日本は何をすべきか」として訴えていることと一致する。1990年代初めから国連で人権活動を続けていた戸塚氏は、20年前に仲間と同じことを訴えていたのだ。戸塚氏は、現在の所謂左派NGOが活躍している対国連活動をどのように評価しているのだろうか。私だったら、かなり良い点数をあげるだろう。

ではこれから20年後はどうだろう。文句を言って見ているだけで行動しないのでは何も変わらない。「慰安婦=性奴隷」は殆どの日本人が気づかない間に国連経由で世界に広まった。同じ過ちを繰り返してはいけない。国連と国際社会に向けて自分たちの意見をどれだけ主張できるか。そして20年後の日本を守るか、次の世代に日本を繋いでいけるかは、これからの我々の行動次第だ。

ここに記したことが、皆さんの具体的な対国連行動のきっかけになることを強く願う。



「慰安婦は性奴隷ではない」の
バナーをもつ筆者

自由権規約対日審査会にて 2014年7月 ジュネーブ国連

参考資料

- 部落解放762号 2018年9月号「反差別国際運動（IMADR）三十周年」 解放出版社
 Human Rights Bodies Office of the UN High Commissioner for Human Rights
<https://www.ohchr.org/EN/HRBodies/Pages/HumanRightsBodies.aspx>
 外務省 人権外交 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken.html>
 国際連合広報センター <http://www.unic.or.jp/>

注

- 『官報』号外 平成25年6月19日 第百八十三回国会参議院会議録第二十八号（その一）<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/183/0001/18306190001028.pdf> P13 平成25年6月18日参議院議員紙智子君提出日本軍「慰安婦」問題の強制連行を示す文書及び政府認識に関する質問に対する答弁書より「御指摘の趣旨の勧告は、法的拘束力を持つものではなく、（略）条約の締結国に対し、当該勧告に従うことを義務付けているものではないと理解している。」
- <http://www.unic.or.jp/files/organize.pdf>
- 国際連合広報センター「経済社会理事会とNGO」http://www.unic.or.jp/activities/un_civilsociety/ngo/ecosoc_ngo/
- Child Rights Connect <https://www.childrightsconnect.org/>
- Protecting Your Rights Office of the UN High Commissioner for Human Rights (OHCHR)
https://www.ohchr.org/Documents/HRBodies/TB/TB_booklet_en.pdf
- UN Treaty Body Database <https://tbinternet.ohchr.org/SitePages/Home.aspx>
- 渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例 <https://www.city.shibuya.tokyo.jp/kusei/shisaku/jourei/lgbt.html>
- 性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案 第197回国会（2019年1月28日～6月26日）提出
- http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail?id=85547
- http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail?id=83520

- 11 筆者注：自由権規約・児童の権利委員会のこと
- 12 http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00143.html
- 13 http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=36416
- 14 <http://www.moj.go.jp/MINJI/minji163.html>
- 15 <http://www.moj.go.jp/content/001184402.pdf>
- 16 http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00108.html
- 17 http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/190/i065_052601.pdf
- 18 <http://www.soumu.metro.tokyo.jp/10jinken/tobira/pdf/regulations2.pdf>
- 19 <http://www.city.kawasaki.jp/250/cmsfiles/contents/0000088/88788/gaidorainn.pdf>
- 20 http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_housei.nsf/html/housei/16920080618070.htm
- 21 http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/27/04/1357468.htm
- 22 https://www.city.shibuya.tokyo.jp/assets/detail/files/kusei_jorei_jorei_pdf_danjo_tayosei.pdf
- 23 <https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000133451.pdf>
- 24 提出時法律案http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/houan/g19705012.htm
- 25 http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=428AC1000000109
- 26 http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/ketsugian/g16917001.htm
- 27 <http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/198/meisai/m198080198024.htm>
- 28 http://www.gender.go.jp/about_danjo/law/pdf/law_seijibunya02.pdf
- 29 http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=427AC0000000064
- 30 http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/196/f069_062801.pdf
- 31 法務省 刑法の一部を改正する法律の概要 <http://www.moj.go.jp/content/001228126.pdf>
- 32 内閣府 配偶者からの暴力防止にかかわる関連法令・制度の概要
http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/law/index2.html
- 33 慰安婦意見書可決 地方議会 http://nadesiko-action.org/?page_id=5119
地方議会の慰安婦意見書 http://nadesiko-action.org/?page_id=2
- 34 http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00218.html
- 35 <https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000169736.pdf>
- 36 <https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv22/01.html>
- 37 http://www.kyoto-u.ac.jp/uni_int/kitei/reiki_honbun/w002RG00000944.html
- 38 http://www.metro.tokyo.jp/tosei/hodohappyo/press/2019/02/13/documents/16_001.pdf
- 39 <http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/198/pdf/t0801980551980.pdf>
- 40 <http://www.arsvi.com/2010/20180628.pdf>
- 41 <http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/198/pdf/t0901980011980.pdf>
- 42 戸塚悦朗『日本が知らない戦争責任—国連の人権活動と日本軍「慰安婦」問題』現代人文社
1999年4月 第八章「日本は何をすべきか」